

会 議 録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和4年度第1回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和4年4月27日（水）午後1時30分から午後3時5分まで

4 開催場所

上越市役所 第1庁舎 4階 401会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、小林祐子、池田智士、井部祥子、岩井文弘、上原みゆき

・事務局

上越市（契約検査課）：今井課長、保倉参事、鋤柄副課長、石野係長、荒川係長、春日主任

ガス水道局（総務課）：山田課長、新部副課長、城川係長、岡田主任、小林主任

（審議案件担当課等）

道路課：松井係長、大島技師

板倉区建設グループ：阿部主任

柿崎区建設グループ：大島主任

教育総務課：槇島係長

都市整備課：三原田係長、稲田技師

建築住宅課営繕室：岡副室長、長田係長、富田主査

中郷区総務・地域振興グループ：恩田班長

ガス水道局建設課：廣瀬係長

ガス水道局維持管理課：小池係長、水澤副主任

8 発言の内容

【開会】

今井課長： 本日は、ご多用中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、この4月から契約検査課にまいりました今井と申します。よろしく願いいたします。

さて、市内では子どもたちを中心に新型コロナウイルス感染症が拡大しておりまして、なかなか感染者数が減らない状況ではございますが、本日の入札監視委員会につきましては、上越市の公正・公平な入札を確保するための大事な会議でございますので皆様にお集まりいただきました。

本日も、換気などの感染対策を施しながら、私どもも効率的な会議の進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本年度第1回の会議の開催に当たりまして、柳澤財務部長からご挨拶申し上げます。

柳澤部長： 財務部長の柳澤でございます。本日は、年度初めのお忙しい時期、さらに連休が控えておりますけれども、ご多忙の中ご参集いただき、大変ありがとうございます。

我々役所の仕事は、予算を作って、執行して、決算を打つ。予算執行、決算というのが大きな流れでございますけれども、その中でも特に執行部分において、執行の仕事の根幹を成す、いわゆる発注、入札、契約ということにつきまして、公正性や透明性、客観性など様々なことが求められますけれども、我々職員はその重要な仕事について常に適正に仕事をしておりますし、常に適正に仕事ができるように努めております。

今日は、本年の第1回目の委員会でございますけれども、ガス水道局も含めて抽出した案件になりますが、慎重審議と案件によりご指摘ご指導などもいただけたらと思っております。限られた時間の委員会にはなりますが、よろしく願いいたします。

今井課長： それでは、会議の開会の前に資料の確認をお願いいたします。

次第、資料1-1 発注状況総括表市発注、資料1-2 発注状況総括表ガス水道局発注、資料2 指名停止措置状況の報告、資料3 抽出案件の概要（No.1～No.10）となっております。また、本日、委員名簿と座席表をお配りしました。よろしいでしょうか。

今井課長： 続きまして、会議の出席委員数でございますが、本日の出席委員は6名、欠席委員はございませんので、上越市入札監視委員会設置要綱第7条第2項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告いたします。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和4年度第1回会議を始めさせていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

始めに今本委員長からご挨拶をいただいた後、入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと存じます。今本委員長よろしく願いいたします。

【挨拶】

今本委員長： 皆さんこんにちは。本日もお忙しいところ、この入札監視委員会第1回会議にご出席いただきましてありがとうございます。この会議は、ご承知のとおり、市政の契約等の業務に対して、入札の監視をするというのが仕事ですので、そういう形で今日も意見を積極的に出していただければと思います。新型コロナウイルスの話がありましたが、私の大学で見ると4月に入って大分収まっているのですが、ゴールデンウィークを過ぎた頃が増えるのではないかと考えているところです。こういう状況が続くかと思いますが、引き続き、入札監視の業務の方をよろしく願います。

【報告】

(1) 発注状況について

今本委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、2報告の(1)発注状況について、令和3年度11月1日から3月31日までの発注分ですが、このうち市発注分について、事務局から説明をお願いします。

(市発注)

今井課長： 資料1-1に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、続きまして、(1)発注状況についてのうち、ガス水道局発注分について、事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

山田課長： 資料1-2に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

今本委員長： これまであまり気にしていなかったのですが、冬場は発注が少ないということなのでしょうか。

山田課長： 例えば工事ですと、雪が降ると、ガス水道管の工事は、工事ができなくなる期間でございますので、冬場については、比較的件数が少ないという状況が毎年の傾向でございます。

委託や賃貸借もそうですが、早期発注ということを常々心掛けておりますので、発注のタイミングとしましては、年度当初が一番、発注が集中する状況となっております。

今本委員長： ほかにご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長： なければ、続きまして、報告(2)指名停止措置状況について事務局から説明をお願いします。

今井課長： 資料2に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

岩井委員： 5件あるわけですけれども、前半の2件は地元の企業。後半の3件につきましては全国的といえいいのでしょうか、大きな会社で規模も大きいと思うのですが、上越市がこの5件を指名停止処分にしたのは分かります。後半の3件につきましては、他県での不正なのですけれども上越市も指名停止処分にしたと。そうしますと、この件は、全国の自治体全てで指名停止処分をしているのか、それとも各自治体に処分が任されていて処分していない自治体もあるのでしょうか。

鋤柄副課長： 上越市内における事故等の場合は、市の指名停止措置の対応としていところでございまして、一方、後半3件の法令違反や不正行為については、地域性はなく、市外の案件であっても指名停止措置の対象としております。

これは、そのような行為を行う有資格者というのは、公共工事の案件に相応しくないということで、市外であっても指名停止措置の対象としていところでございます。

他の自治体での措置については、北陸ブロック発注者協議会から情報が入ってまいります。

城川係長： それぞれの自治体では指名停止措置要領というものを定めておりまして、それぞれの自治体で判断して指名停止を行っております。今回については、私どもの措置要領に従って指名停止措置をしております。なお、指名停止措置については、入札の参加資格者名簿に掲載されている業者が対象になりますので、ほかの自治体については把握しておりません。

岩井委員： 全国一斉にというか一律にということではないということですね。各自治体で判断をして指名停止処分をしているということですね。

山田課長： 補足させていただきます。指名停止を行う対象というのは、上越市に入札参加資格を申請した企業で、上越市が入札参加を許可した企業の名簿があるのですが、その名簿にある企業に対して指名停止措置をすることになります。全国的な談合などで処分が下されたとしても、当市の名簿になけ

れば指名停止の対象にならないということでございます。ある会社がAという自治体には入札参加の申請をして、Bという自治体にはしなかった。申請をしなかった自治体の名簿にはないわけですので、指名停止の対象にならないということでございます。全国的に展開している後半の業者については、当市の入札参加資格者名簿に登録されておりますので、要領に従って指名停止措置を行ったという状況でございます。

岩井委員： 分かりました。ありがとうございました。

今本委員長： ほかにご質問やご意見がありましたらお願いします。

池田委員： 1件目の牛木組の件ですけれども、基準が60点で、牛木組は、できると思って受注した結果が53点になってしまったと思うのですが、工事の途中で、市の方から、このままだと基準に満たないからこうした方がいいというようなアドバイスなどはあるのでしょうか。

保倉参事： この件は、橋梁修繕工事ですが、臨時検査の段階で現場を確認したところ、基準に合わないところを発見したということです。発注者である市には監督員がいて、監督員と請負業者の間では確認し合っているのですが、それでは見つからなかったところが、今回の臨時検査で発見されたということで減点となったものであります。

池田委員： 結果的に指名停止という処分になってしまい、会社としてもそうなりたくはないはずなので、基準をクリアするつもりでやっていた結果が、駄目だったということなののでしょうか。

保倉参事： 牛木組が元請になりますが、今回の橋梁修繕工事については、下請業者がおりまして、その下請業者と牛木組の間で、現場の中の意思疎通が上手くいかなかったと聞いております。

池田委員： 最終的に基準を満たす工事はされたということでしょうか。

保倉参事： 最終的には補修をしまして、基準に合う形での修繕工事をして、現在、橋梁は使われているということでございます。

池田委員： 分かりました。ありがとうございました。

今本委員長： ほかにご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、報告は以上とさせていただきます。

それでは、次第の3審議に移ります。

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： 今回の審議案件は、岩井委員から10件を抽出していただきました。抽出理由については、資料の下段に記載しておりますが、岩井委員の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、各案件について事務局が概要説明を行った後、委員の

皆様からご質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただいております。回答をお願いします。

案件審議の順番については、No.1 から順に審議してまいりたいと思います。

《No.1 道路側溝改良工事》

今本委員長： それでは、No.1 の案件であります。No.1 の案件は、道路側溝改良工事ですが、道路側溝改良工事の中で、一番落札率が低いとの理由から抽出いただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 今回は、今年の 11 月から今年の 3 月までの契約分の中から、10 件選別させていただいたのですが、限られた情報の中から選びましたので、抽出が適正だったかどうかは自信がありません。私としては、落札率が高い若しくは低い、そのところを中心に選んだつもりでございます。

第 1 件目の道路側溝改良工事の件ですけれども、競争入札で、落札率を見ましたら 83%くらいだったのですが、道路側溝改良工事がほかに 2 件ございました。そちらの方が 96%、97%という数値でしたので、本件が極めて低いと思われましたので抽出いたしました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 1 件目の案件は、道路側溝改良工事です。工事場所は、昭和町 2 丁目、山麓線の飯交差点東側にある昭和町郵便局前の市道になります。工期は、令和 3 年 3 月 31 日から令和 4 年 10 月 11 日までの 195 日間です。主な工事内容は、工事延長約 200m の側溝改良工事、工種は土木一式工事になります。予定価格は、税抜き 1,948 万円となり、制限付き一般競争入札を行いました。入札参加に必要な資格要件は、市内本社の土木 A 又は B ランク業者であることとし、該当業者数は、A B 合わせて 107 者になります。入札結果ですが、落札者は阪田建設(株)で、落札額は 1,632 万 5,000 円、落札率は 83.8%でした。

本件については、側溝改良工事の中で一番落札率が低いとの理由から抽出していただいております。今回の審議の抽出対象となった案件の中で、制限付き一般競争入札を行った道路側溝改良工事は 8 件ありますが、本工事の落札率が一番低い落札率でした。落札者である阪田建設の工事費内訳書を確認したところ、直接工事費、共通仮設費は、積算基準に沿って積算されておりましたが、業者の利益部分といわれる一般管理費が抑えられていたことから、ある程度の利益は確保しつつ、できる限りの企業努力を図

られたのではないかと考えます。阪田建設の過去の工事実績を調べたところ、令和2年度にも本工事場所に近接する飯地内、山麓線を挟んだ西側で道路改良工事を、また平成30年度には、同じ山麓線沿いの大貫地内でも道路側溝改良工事を請け負っており、こうした近接での施工実績から、他の業者よりも受注意欲が高かったのではないかと推察しています。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

この業者は、現場から近いのですか。

鋤柄副課長： 阪田建設㈱の事業所から現場までは2キロ程度となっています。比較的近い所にあります。

今本委員長： 指名業者の中では一番近いところにあるということですか。

鋤柄副課長： 上新開発㈱や田中産業㈱も同じような2キロくらいの範囲に事業所があります。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

岩井委員： 他社の入札額が1,800万円台ですけれども、阪田建設㈱の入札金額が極めて低いわけですが、制限価格が設けられておりますけれども、一定の基準以上の工事をやってもらいたいということで、この制限価格を設けられたのでしょうか。

鋤柄副課長： 品質の確保が必要になってきますので、制限価格を設けています。

岩井委員： 利益をあまり見ない、経費を低減して入札をしていることは、発注する側にとっては非常にありがたいことですが、1,600万円でも多少の利益は出るのでしょうか。

鋤柄副課長： 最低制限価格を下回っていませんので、利益は、ある程度確保していると認識しています。

岩井委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。

一点確認させていただきたいのですが、建設工事なので、設計での積算で予定価格が出ているものと思います。その割に落札率が低いことが気になったのですが、どのようにお考えでしょうか。

保倉参事： ほかの3者の入札額が1,800万円台となっていますが、阪田建設㈱の入札額1,600万円との差額につきましては、今は、積算のシステムがありまして、そのシステムに数値を入力すれば、おおむねの予定価格の積算が可能になります。阪田建設㈱も通常であれば1,800万円台で入札されたのではないかと思うのですが、先ほど説明がありましたとおり、経費を低減しても受注したいという意欲の表れで1,600万円になったのではないかと思いますので、決して阪田建設㈱が、適正な積算ができていないということではありません。

今本委員長： 分かりました。ほかの3者も割と予定価格よりも低く、これまで見てき

た案件に比べると低いと感じたので確認をさせていただきました。

ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.1 の審議については、以上で終わりたいと思います。

《No.2 道路災害復旧工事》

今本委員長： 続きまして、No.2 道路災害復旧工事は、落札率が 100%で極めて高いとの理由で抽出いただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 随意契約の落札率 100%はあるかもしれませんが、指名競争入札なので落札率 100%は出にくいのではないかと思い、抽出させていただきました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 2 件目の案件は、道路災害復旧工事です。工事場所は板倉区山越地内で、工期は令和 3 年 11 月 5 日から令和 4 年 2 月 2 日までの 90 日間です。工事内容は令和 2 年から 3 年に掛けての融雪により崩れた路肩法面をブロック積擁壁で復旧する工事で、工種は土木一式工事になります。予定価格は、税抜き 170 万円となり、指名競争入札を行いました。選定業者は市内本社業者で、参考見積業者のほか、土木一式工事の D ランク業者を地理的要件により選定し、該当業者は 17 者になります。入札結果ですが、落札者は清水土木で、落札額は 170 万円、落札率は 100%でした。

本件については、落札率が 100%と極めて高いとの理由から抽出していただいております。この工事については、業者の参考見積を基に予定価格を設定しております。参考見積業者は清水土木と(株)牧信の 2 者で、予定価格は清水土木の見積りを採用しております。入札では、予定価格を下回る応札者はおらず、清水土木が参考見積と同額で応札したため、落札率が 100%となったものです。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

井部委員： 選定理由に、土木一式工事 D ランク業者を地理的要件により選定とありますが、具体的にはどのような要件なのでしょう。

鋤柄副課長： 地理的要件につきましては、工事現場から近接する業者から指名していく方法をとっています。

井部委員： 何キロ圏内であるとか、どこまでということは決まっているのでしょうか。

鋤柄副課長： どこまでというのは決まっています。この金額であれば指名業者を何者というように決めているのですが、この案件の場合は、8 者になるまで近接から業者を指名していく方法です。

井部委員： 指名業者 8 者というのは決まっているのですか。

- 鋤柄副課長： 指名業者の数については、要領で定めています。
- 井部委員： 工事現場から近い順に選んでいくという形ですね。分かりました。
- 池田委員： 参考見積をとった2者は、ランダムに選ぶのでしょうか。
- 鋤柄副課長： 参考見積業者につきましては、工事現場から比較的近い業者から見積りをとるようにしています。この工事の現場は、板倉区山越ですので、参考見積業者2者共に、板倉区内の業者となっています。
- 池田委員： 工事現場からなるべく近い業者から見積りをとるという決まりみたいなものがあるのでしょうか。
- 鋤柄副課長： 現場に近い方が工事をする上で経費が安く済みますので、現場から近い業者から参考見積りをとるようにしています。
- 池田委員： 分かりました。
- 今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。
- 落札率 100%というのは、災害復旧ということで、急いだということもあつたのではないのでしょうか。そういう理解でよろしいのでしょうか。

板倉区建設グループ

- 阿部主任： そのとおりでありまして、災害ということで地元も早めの復旧を要望されていまして、早急に対応させていただきました。
- 今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。
- 全委員： (意見等なし)
- 今本委員長： なければ、No.2の審議については、以上で終わりたいと思います。
- それでは、ここで一旦換気も兼ねて休憩をとりたいと思います。5分の休憩を入れますので、14時20分過ぎに再開します。

《休憩》

《再開》

《No.3 雨水幹線排水路災害復旧工事》

- 今本委員長： それでは、再開したいと思います。
- No.3の案件に入ります。No.3 雨水幹線排水路災害復旧工事は、高額工事における落札率は一般に高いが、その理由はということで抽出いただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願いします。
- 岩井委員： 以前も審議案件の抽出をしたことがありまして、その時も高額工事は一般に落札率が高く、95%以上、97%、98%、99%というのがざらにありました。今回の審議案件を抽出するためにいただいた資料の中で、高額工事というのは、西田・高館共同企業体が施工したこの案件と、このほかに1件、田中・草間共同企業体が施工した工事がありました。いずれも1億円を超える工事です。以前も大瀧区の体操場や中島のクリーンセンター、本城町の小林古径記念美術館の工事も97%、98%であったと記憶しています。高額工事は、高い技術が必要になるといいますので、仕方のないことかと思うのですが、どうしてこのような高い落札率になるのかと思い抽出

いたしました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 3件目の案件は、雨水幹線排水路災害復旧工事で、工事場所は、大潟区雁子浜地内、鵜の浜海水浴場の東側になります。工期は、令和3年12月20日から令和4年3月31日までとなっております。この工事は、令和3年4月にあった異常波浪によって鵜の浜排水区の雨水管渠の吐口と接続する管渠が露出・破損したため、これを復旧するための工事で、工種は、土木一式工事になります。予定価格は税抜き1億2,605万円となり、1億円以上となることから、上越市共同企業体運用基準により、3社以内の自主結成する特定共同企業体による施工としました。共同企業体代表者の資格要件は、市内本社の土木Aランク業者であること、また、代表者以外の構成員については、3社による共同企業体の場合は、市内本社の土木Aランク業者2社又は市内本社の土木Aランク業者1社とBランク業者1社の計2社のいずれか、また、2社による共同企業体の場合は、市内本社の土木Aランク業者1社とし、該当業者数は、AB合わせて107者になります。入札結果は、落札者が西田・高館共同企業体で落札額は1億2,300万円、落札率は97.38%でした。

本件については、高額工事における落札率は、一般的に高いがその理由はということで、抽出していただいております。まず、高額工事は、一般的に落札率が高いという点ですが、審議の抽出対象となった案件の中で、予定価格が1億円以上となり特定共同企業体による施工とした工事は本件を含め3件あり、落札率は全て97%以上、平均97.81%となっております。この率が高いかについて、過去3年、令和元年度から3年度のJV案件の平均落札率と、JV案件を含む制限付き一般競争入札の落札率を比較してみたところ、JV案件は97.06%であったのに対し、制限付き一般競争入札の案件は96.15%となっており、JV案件の方が0.91ポイント、約1ポイント高くなっておりました。この結果から、2,000万円以上の工事では、1億円以上のJV案件の落札率が高くなる傾向にあることが分かりました。なぜ高くなる傾向にあるのかについては、JVは、特定の工事を施工することを目的として、複数の企業により結成され、工事完了後は解散するため、その工事で利益を出す必要があることから、入札額が高くなる傾向にあるものと推察します。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

JVでは積算の仕方が厳しいところがあるということでしょうか。

鋤柄副課長： 積算が厳しいというか、JVは、特定の工事のためだけに結成されますので、ある程度の利益確保が必要になってくるのではないかと考えております。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.3 の審議については、以上で終わりたいと思います。

《No.4 大手町小学校他 2 校 1 園トイレ手洗い器自動水栓化工事》

今本委員長： 続きまして、No.4 大手町小学校他 2 校 1 園トイレ手洗い器自動水栓化工事は、トイレ手洗い器自動水栓化工事の落札率は低いが、その中でも極めて低いとの理由から抽出いただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願いします。

岩井委員： トイレ手洗い器自動水栓化工事の中で、この案件の落札率が一番低いと思ったのですが、よく見ましたら有田小学校の工事の方がほんの僅かですが低いようです。ほとんど変わりませんので、この案件の説明をお願いします。トイレ手洗い器自動水栓化の他の工事を含め、㈱セイセツが多く受注しています。他の工事の落札率も 50%台となっています。多く受注するからなのか、なぜ 33%になったのか、説明をお願いします。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 4 件目の案件は、大手町小学校他 2 校 1 園トイレ手洗い器自動水栓化工事です。工期は、令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 25 日までの 53 日間です。工事内容は大手町小学校ほか 2 校と高田幼稚園のトイレの手洗い器を自動水栓化する工事で、工種は管工事になります。予定価格は 519 万 200 円で、指名競争入札を行いました。選定業者は、市内本社業者で管工事の A 又は B ランク業者を地理的要件により選定しました。入札結果については、落札者は㈱セイセツで、落札額は 172 万 1,000 円、落札率は 33.16% でした。

本件については、トイレ手洗い器自動水栓化工事の落札率は低いが、その中でも極めて低いとの理由から抽出していただいております。今回、審議の抽出対象となった案件には、トイレ手洗い器自動水栓化工事は本件を含め 12 件あり、落札率は 33.16~54.05%と、委員がおっしゃるように全般に低い状況となっております。この工事は校内に数多くあるトイレの手洗場に自動水栓を取り付けるもので、機器の価格が工事価格の大半を占めており、このような工事の場合、機器の仕入れ価格によって入札額も変わってきます。本工事は入札額が予定価格の 85%を下回ったため、低入札価格調査を行いました。調査の中で、当該業者からは、取引先の協力もあり機器や材料を安く仕入れることができたとの説明があり、仕入れ価格が今回の落札率の低さに繋がっているものと考えております。12 件ある工事の中で、本工事は落札率が極めて低いということですが、12 件中 6 件を当該業者が落札していることから、まとまった数量を仕入れることで仕入値を安くすることができ、他者と応札額に差が出たのではないかと推察します。

一方で、今回のような低価格となった場合、工事の品質保持に疑問が生じますし、契約の内容に適した履行がなされないことが懸念されます。そのため、先に申し上げた低入札価格調査を行い、提出された内訳書を基に、仕様内容に誤解がないか、経費の計上漏れはないか、下請・外注を含め無理な経費の圧縮を行っていないかなどについて聞き取りを行なっており、不適切な部分がないことを確認しております。また、工事は既に完了しており、現在まで機器は問題なく使用されていることを確認しております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

小林委員： 以前の会議でも、その業者の企業努力、それから大量仕入によって機器を安く仕入れることで入札金額に大きな差が出たケースが何件かあったと思います。例えば、機器を取り付ける工事の場合は、特定の機器を指定することはできないと思うのですが、市の方から機器の基準、レベルを提示しているのでしょうか。

建築住宅課営繕室

岡副室長： 今回の機器の指定については、TOTO若しくはINAXの品番を指定させていただいております。また、機能について、自己発電式という水流で発電するタイプ、壁付きタイプ、電池タイプがあり、それも安かろう悪かろうの機種が入らないよう調査を実施、参考品番を謳い、性能もこれ以上のものという縛りをかけて発注しております。

小林委員： 分かりました。

池田委員： 予定価格が519万円200円で、全業者がそれを下回っていますが、結果、基準を満たした機器が設定された場合、予定価格が高かった、高すぎるということはないのでしょうか。

建築住宅課営繕室

岡副室長： 発注するに当たり数者から見積りをとっています。見積りは現場によって付ける場所と付ける物が数種類となりましたので、6種類程度のパターンを決め、価格調査的な見積りをとりました。

ある程度の規模を持ったAクラスの業者で自社施工可能な配管工の人材を抱えている業者3者に見積りをとりましたが、水栓価格について、1者はメーカー定価の5掛け程度、1者はメーカー定価の7掛け程度、1者はメーカー定価でしか入れられないというようなバラバラの結果になりましたので、見積りを用いた単価では発注できないと判断し、当室の方で採用している単価を使って積算しています。その試算の結果、今ほど申し上げた3者を見積りの中間値程度となりましたので、その価格を予定価格として設定いたしました。実際は、もう少し大きいロットで、エリアによって10校程度のより大規模な発注になりましたので、より安い価格になったものと想像されます。

- 池田委員： 分かりました。
- 今本委員長： ほかに何かありましたらお願いします。
- 岩井委員： トイレ手洗い器自動水栓化工事は、全部で12件あったと思いますが、うち6件を㈱セイセツが受注しています。他の自動水栓化工事では落札率が50%を超えているところもありますが、その工事の入札にも㈱セイセツが参加していたのでしょうか。
- 鋤柄副課長： 確認して後ほどお答えします。
- 今本委員長： 調べていただいて、後ほど報告をお願いします。
それでは、先に次の案件に進みます。

《No.5 スポーツ公園ベンチ更新工事》

- 今本委員長： 続きまして、No.5 スポーツ公園ベンチ更新工事は、指名競争入札にもかかわらず落札率は100%との理由から抽出いただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願いします。
- 岩井委員： このスポーツ公園のほかに2つの公園のベンチの更新も行われています。その2つ工事の落札率も100%になっています。指名競争入札にもかかわらず全部が落札率100%というのはどういうことなのかと思い、抽出いたしました。
- 今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。
- 鋤柄副課長： 5件目の案件は、スポーツ公園ベンチ更新工事です。工事場所は春日新田にあるスポーツ公園で、工期は令和4年3月30日から令和4年6月27日までの90日間です。主な工事内容は、既設のベンチ16基を撤去し、新たにベンチ9基を設置する工事で、工種は、土木一式工事になります。予定価格は、税抜き367万円で、指名競争入札を行いました。選定業者は、市内本社業者で、参考見積業者のほか、土木一式工事のB又はCランク業者を地理的要件により選定しました。入札結果ですが、落札者は創高建設㈱で、落札額は367万円、落札率は100%でした。
- 本件については、競争入札にもかかわらず落札率が100%との理由から抽出していただいております。この工事は、先程ご説明したNo.2の板倉区の道路災害復旧工事と同じで、業者の参考見積を基に予定価格を設定しております。参考見積業者は、創高建設㈱のほか3者で、創高建設㈱の見積りを採用しております。入札では予定価格を下回る応札者はおらず、創高建設㈱が参考見積りと同額で応札したため、結果として落札率が100%となったものです。
- 今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。
- 私からよろしいでしょうか。先ほど岩井委員からの抽出理由の補足にもありましたが、公園のベンチ更新工事は何件かあったということなのです。

が、受注業者は全て違う、あるいは同じ業者が受注しているのでしょうか。

鋤柄副課長： 他の工事の受注については、創高建設㈱が2件、別の業者が1件となっております。

今本委員長： 分かりました。創高建設㈱の受注意欲が高かったということですね。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.5の審議については、以上で終わりたいと思います。

《No.6 市営中通住宅5号棟給水管改修工事》

今本委員長： 続きまして、No.6市営中通住宅5号棟給水管改修工事は、随意契約を選択した理由を確認したいということで抽出いただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 私の感覚では純工事という感じでして、普通ならば指名競争入札が妥当と思いましたが、随意契約とした理由を教えてくださいと思います。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 6件目の案件は、市営中通住宅5号棟給水管改修工事で、工事場所は中通町にある市営住宅です。工期は、令和4年3月7日から令和4年3月31日までです。主な工事内容は、給水管内部を洗浄し給水管の更生を図るもので、関原工業所㈱との一者随意契約といたしました。

本件については、随意契約を選択した理由を確認したいとの理由から抽出していただいております。始めに、ライニング工事とは、古い管を新しいものに入れ替えるのではなく、既存の管を洗浄し、内側から塗料を流して管を再生させる工事のことをいいます。本工事は、市営住宅の老朽化した給水管を、このライニング工事により再生する工事になります。現在、このライニング工事に対応できる改修機械を所有する業者は、市内本社業者では㈱関原工業所のみとなっております。また、㈱関原工業所が本工事で採用している給水管の再生工法の開発にもかかわっていることから、技術的にも機械設備の面でも、当該業者が施工業者として適当であると考え、本工事が財務規則第135条第3項第2号、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当すると判断し、随意契約としたものです。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

このライニング工事というのは、ほかのところでも行われている工事なのでしょうか。

建築住宅課営繕室

富田主査： 市内の市営住宅におきまして、4～5件の実績を重ねておりまして、通常の防水、いわゆる外壁の改修と同じように、長寿命化の一つの工事と考え

ておりまして、この工事でも取り組むということになっております。

今本委員長： 給水管を取り替えるよりは、大分安いということではないのでしょうか。
建築住宅課営繕室

富田主査： 実際に居住している中で管を入れ替えるということは不可能に近い
ため、生活をしている中での工事になります。居ながら工事の中で、その中
でも、例えば、お風呂のため水や最低限の台所の給水を確保しながら工夫
して工事をしている状況です。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.6 の審議については、以上で終わりたいと思います。

《No.7 小型蓄電池》

今本委員長： 続きまして、No.7 小型蓄電池は、落札率が極めて低いとの理由から抽出
いただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願い
いたします。

岩井委員： 落札率が極めて低くなった理由を知りたいのですが、中郷区ではこのほ
かに小型除雪機の発注もされています。その落札率も 60%程度で極めて低
く、ほかの案件を見ますと結構高い落札率になっているので、この中郷区
の案件の落札率が低いのは何か理由があるのかと思い抽出しました。

今本委員長： それでは、ここで、審議案件No.4 の大手町小学校他 2 校 1 園トイレ手洗
い器自動水栓化工事のところで岩井委員から質問のあった、トイレ手洗い
器自動水栓化工事 12 件の指名業者について事務局から説明をお願いした
いと思います。

荒川係長： トイレ手洗い器自動水栓化工事 12 件のうち、(株)セイセツが何件指名を受
けているかとの質問にお答えします。12 件の工事のうち、9 件の工事で(株)
セイセツを指名しております。そのうち、6 件の工事で落札しております。

岩井委員： 素人の感覚では、(株)セイセツから非常に安く工事をしていただいでいま
すので、ほかの工事では落札率が 50%台であったことから、(株)セイセツが
12 件全ての工事に入札すれば、全て受注した可能性もあり、そうすれば経
費の節約にもなるとの思いから質問いたしました。

荒川係長： 指名業者の選定については、現場に近いという地理的要件を加味して業
選定しております。(株)セイセツが落札した 6 件の工事の自動水栓の個数を
確認しましたところ、合計で 500 個を受注する形になります。このように
まとまった数量であれば、取引先の協力も必要になりますが、仕入値をよ
り抑えることができたのではないかと考えております。

岩井委員： 分かりました。

今本委員長： それでは、No.7 小型蓄電池について事務局から説明をお願いします。

石野係長： 小型蓄電池につきましては、令和 2 年度の豪雪時に発生した長時間の停

電を受け、中郷区は市内でも特に積雪量が多い地域でありますので、停電に備えた体制を整えるために、区内の避難所に備蓄する蓄電池を購入したものです。契約日は令和4年2月22日、納入期限は3月31日です。契約の方法は、指名競争入札で、物品入札参加資格者のうち、消防機器類を取扱う市内本社業者を指名しました。予定価格は業者の参考見積を基に設定し、落札率は58.64%となっております。

今回、抽出いただいた理由が、落札率が極めて低いということでございます。確認いたしましたところ、参考見積の段階ではまだ発注されるか否か明らかではないことから、業者はメーカーと協議しつつも、ほぼ定価での見積額を提示したとのことでした。その後、指名を受け、発注されることが明らかになったため、指名業者はメーカーといつまでに納品するか、同等品はどのようなものが想定されるかなど、具体的に詳細を協議し、精査した金額を算出したうえで、さらに指名業者は、落札するために最大限の企業努力をして応じたことから、結果的に落札率が大きく下がったものと思われま。

先ほど委員の方から補足がありました、場所によって物によって価格が上下しているという内容の質問ですが、業者によってそれぞれ力を入れている地域というものがあまして、ほかの物品についても同じものでも価格が上下しているものもあまして、そうしたことから変わってきているものと考えております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.7の審議については、以上で終わりたいと思います。

《No.8 ガス水道管布設工事》

今本委員長： 続きまして、ガス水道局の案件になります。No.8 ガス水道管布設工事は、ガス水道局関係工事の落札は、全て80%から85%なのはなぜかとの理由から抽出いただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願いします。

岩井委員： ガス水道管の入替工事と単なる敷設工事を区別したいと思っているのですが、ガス水道管の入替工事の落札率を見ますと、ほとんど80%から85%の中に入っています。土木や建築の落札率を見ますと、大体90%若しくは95%を超えるものもありますので、ガス水道管の工事の落札率が低いのはなぜかということ、もう一点は、それならば予定価格を引き下げたらどうかということ、落札率を90%にするということではないのですが、予定価格が高すぎるのではないかという感じを持ちました。

小林主任： No.8 ガス水道管布設工事について説明いたします。この工事は、大字富

岡地内において、口径 100 ミリから 30 ミリまでのガス水道管を約 130m 布設したものです。工期は令和 3 年 12 月 21 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 101 日間、予定価格は税抜き 1,130 万円であります。契約方法については、予定価格が 130 万円を超えるガス水道の本管工事であることから、制限付き一般競争入札で行いました。業者の選定理由については、資料に記載のとおりです。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。委員による抽出理由は、ガス水道管関係工事の落札率は、全て 80 から 85%なのはなぜかということであります。まず、ガス水道管工事の発注方法についてご説明いたします。ガス水道局では、道路に埋設するガス水道管工事をガス水道本支管工事として、予定価格が 130 万円を超える案件について制限付き一般競争入札で各工事を発注しております。次に、直近 3 年間のガス水道本支管工事の落札率の実績について説明いたします。令和元年度から令和 3 年度までの落札率は概ね 82%から 88%の間となっており、その間に収まった件数は、令和元年度が 127 件中 120 件、令和 2 年度が 133 件中 131 件、令和 3 年度が 127 件中 127 件となっております。委員ご指摘のガス水道本支管工事の落札率が概ね 85%程度となっている理由についてご説明いたします。ガス水道本支管工事では、国や県が定め公表している単価や歩掛り等を使用して設計書を作成しており、業者の皆様は、ガス水道局が設定する予定価格について、千円単位で積算することが可能となっております。また、最低制限価格についても算出方法を公表しており、設計額である予定価格に対し、概ね 85%程度となります。業者の皆様は、当然ながら自社の利益を考慮した上で入札額を決定されますが、各者の受注意欲が強いことの表れなのか、現状では多くのガス水道本支管工事において、複数の業者が最低制限価格と同額で入札し、抽選により落札者を決定しているのが実情であります。この結果、ガス水道本支管工事の落札率は、概ね 85%程度となっております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

入札金額が全部一緒になっているのを見ると、公表された方法で積算するので、この金額でしか出せないということでしょうか。

山田課長： 今ほどの説明にもありましたとおり、ガス水道の本支管工事の予定価格については、公表されている単価あるいは単価本に記載のないものは複数業者から取り寄せた見積書の最低価格を採用しています。歩掛りについても同じです。やはり受注意欲が高く、どうしてもその工事をとりたいということから、全部材料は出揃っていますし、最低制限価格も計算できますので、結果同額になることが非常に多くなっています。その中でも、例えば、遠隔地で地理的に遠いということになりますと、工事は請けてよいが、

最低制限価格では割に合わないという場合ですと、手を挙げる企業が少ないですし、場合によっては、予定価格に近い価格で入札されるケースもありますので、最終的には受注意欲ということが一番の理由であると考えています。また、委員の方から、予定価格が高すぎるのではないかとの指摘をいただきましたが、その基準が、部材を安く仕入れられるかどうかなど問屋と工事業者との間の力関係もあるかと思えます。工事業者が問屋から部材等を低い価格で購入できるということであれば、儲けが発生すると思えます。これはガス水道本支管工事だけではないかも知れませんが、問屋と工事業者の力関係というのは見えないものですから、こうした結果になっているということもあります。

今本委員長： 分かりました。ほかに何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： なければ、No.8 の審議については、以上で終わりたいと思います。

《No.9 可燃性ガス検知器等定期点検業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.9 可燃性ガス検知器等定期点検業務委託は、指名競争入札にもかかわらず落札率が 100%との理由から抽出いただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願いします。

岩井委員： おそらく前もって見積りをとって、その業者が入札をされていると思うのですが、落札率が 100%で、金額の細かいところまで一致したということが気になりました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

城川係長： それでは、No.9 可燃性ガス検知器等定期点検業務委託について説明いたします。業務場所は春日山町 3 丁目地内、履行期間は令和 4 年 1 月 21 日から令和 4 年 3 月 11 日までの 50 日間、概要はガス漏れを確認する際に使用する可燃性ガス検知器等 79 台について点検・校正・部品交換をするものです。契約方法は指名競争入札、選定理由は資料に記載のとおりです。予定価格は税抜き 147 万 6,730 円、落札率は 100%でした。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。委員による抽出理由は、指名競争入札にもかかわらず、落札率は 100%ということであり、予定価格の算出に当たっては、担当課において、本案件で指名した 13 者のうち、近隣の市内本社業者 2 者及び前年度受託実績のある県内業者 1 者の合計 3 者から事前に参考見積りをいただき、そのうちの最低価格を予定価格としました。本案件では、参考見積時の最低価格業者が入札時も同額で入札し、落札業者となったものであります。落札業者に聞取りをしたところ、参考見積の時点で、最大限の経費削減を精査した価格であったことから、入札時も値下げの余地がなく同額での入札となったとのことであり、結果として落札率が 100%となったものであります。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.9 の審議については、以上で終わりたいと思います。

《No.10 水道メーター（修理品）購入（その3）》

今本委員長： 最後の案件です。No.10 水道メーター修理品購入その3は、落札率が非常に低いとの理由から抽出していただきました。岩井委員の方から、抽出理由の補足がありましたらお願いします。

岩井委員： 修理品というのが理解できなかったのですが、メーターのメモリを元に戻して再利用するのでしょうか。また、落札率がかなり低くなっていますので、理由を教えてくださいたいと思います。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

城川係長： それでは、No.10 水道メーター修理品購入その3について説明いたします。納入場所は川原町他地内、納入期限は令和3年12月28日から令和4年3月15日までの78日間、概要は計量法に定められている検定期間である8年を過ぎた使用済水道メーターを修理し、再度検定を受けたものを4,216個購入するものです。契約方法は指名競争入札、選定理由は資料に記載のとおりです。予定価格は税抜き798万3,400円、落札率は60.38%でした。

続きまして、本件の抽出理由及びその説明をいたします。委員による抽出理由は、落札率が非常に低いということであります。予定価格の算出に当たっては、担当課において、本案件で指名した13者のうち、近隣の市内本社業者1者及び納入実績がある市内営業所業者2者の合計3者から事前に参考見積りをいただき、そのうちの最低価格を予定価格としました。その後の入札における入札額については、資料に記載のとおりでございます。落札業者は参考見積時においても最低価格を提示した業者であることから、この業者に参考見積額と入札額の乖離について確認したところ、参考見積額及び入札額とも、水道メーターの修理を行うメーカーから提示される価格を基に価格を算出したものであるとのことでした。具体的には、参考見積時においては、銅をはじめとする材料の価格変動が大きい為、メーカーは安全を考慮して、高めの価格を提示し、入札時は契約を前提とした安い価格で提示した、とのことであります。このような理由から、落札率が低くなったものと考えております。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.10 の審議については、以上で終わりたいと思います。以上

で本日の案件の審議は終了となります。

次回、令和4年度第2回会議の審議案件の抽出者については、上原委員となっておりますがいかがでしょうか。

上原委員： 分かりました。

今本委員長： それでは、抽出対象案件が非常に多くて大変とは思いますが、抽出の方をよろしくお願いします。

【閉会】

今本委員長： これで、本日の審議は全て終了しましたが、事務局から何かありますでしょうか。

今井課長： ありがとうございます。次回の会議につきましては、8月下旬頃を予定しておりますが、県内・市内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、委員長とご相談させていただき、開催の有無を決定させていただきたいと考えております。

次回会議の審議案件の抽出のご担当となりました上原委員には、改めて事務局からご連絡させていただきます。よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

今本委員長： それでは、本日の会議は終了いたします。皆様お忙しいところご参集いただきましてありがとうございました。

9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。